

地域包括支援センターだより

介護保険サービス ～福祉用具について～

要介護（要支援）認定を受けた方が自立した生活を送るため、デイサービスや訪問介護などさまざまな介護保険サービスを受けることができます。

今回は、介護保険サービスの中でも、普段の生活をより過ごしやすいするために福祉用具を借りたい！買いたい！時のサービスを紹介します。



【福祉用具を借りる】

以下の福祉用具を借りる場合の自己負担額は、レンタル費用の1割です。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ①車いす | ⑨歩行器 |
| ②車いす付属品
(電動補助装置など) | ⑩歩行補助杖 |
| ③特殊寝台(電動ベッド) | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ④特殊寝台付属品 | ⑫移動用リフト
(つり具を除く) |
| ⑤床ずれ防止用具 | 入浴用リフト、段差解消機なども該当します |
| ⑥体位変換器 | ⑬自動排泄処置装置 |
| ⑦手すり
(工事を伴わないもの) | |
| ⑧スロープ
(工事を伴わないもの) | ※介護度によっては、利用できない福祉用具もあります。 |



【福祉用具を買う】

以下の福祉用具を買う場合の自己負担額は、購入にかかる費用の1割です。ただし、指定を受けた事業所からの購入に限ります。補助の金額は同年度内で10万円が上限です。

- ①腰掛便座(洋式便座)
- ②自動排泄処置装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具(風呂用のいすなど)
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具



利用するには、計画書の立案や理由書の作成、その他、必要な書類があります。また、福祉用具の中でも補助の対象となる物・ならない物がありますので、福祉用具を借りる前・買う前には、担当ケアマネジャー(担当ケアマネジャーがいない方はおたっしや本舗)へご相談ください。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしや本舗小城北 (小城市役所別館: 旧改善センター内) ☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしや本舗小城南 (ひまわり内) ☎66・6376
- 小城市役所 福祉課 (西館1階) ☎37・6107